

## ●香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成25年11月5日

香川県監査委員 林 勲  
同 鍋嶋明人  
同 山田正芳  
同 十河直

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について コピー機に係る管理経費について、6か月及び1年請求が遅れるとともに、計算が誤っているので、差額分を追加で調定する必要がある。（東讃農業改良普及センター）</p> <p>イ 物品の購入について (ア) イベントで使用する牛肉等の検収日がイベント開催後となっていた。また、物品購入伺について、規格、単位など物品調達に必要な項目が記載されていなかった。（畜産課） (イ) 物品について、新たな取引を廃止されている県庁生協から購入しているものがあった。（土地改良課）</p> <p>ウ 旅費事務について (ア) 自家用車を使用した県外出張は認められていないにもかかわらず、自家用車を使用して県外出張しているものがあった。（土地改良課） (イ) 県外旅費について、帰着日から6か月を経過して支出しているものがあった。（土地改良課）</p>	<p>ア 収入事務について 直ちに請求遅延分、算出単価誤りによる差額分、いずれも収入調定を行い、収入済みとなっている。今後は、適正な処理を徹底するとともに、所属長の自主検査等においても確認する。</p> <p>イ 物品の購入について (ア) 今後は、納品日に使用、消費されるものについては、当日検収するよう徹底する。また、物品購入伺の記入について、適正な処理を徹底する。 (イ) 県庁生協との新たな取引の廃止について、改めて、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 旅費事務について (ア) 自家用車を使用した県外出張が認められていないことについて、改めて、職員に旅費制度を周知徹底した。 (イ) 県外出張をした際には、帰着後速やかに旅費システムで精算手続を行うよう、改めて、職員に周知徹底した。</p>

<p><b>工 手当の支給について</b></p> <p>(ア) 出張目的地における勤務時間は、休憩時間を除く必要があり、所属長は命令時間、休憩時間を確認の上、承認する必要がある。 (農業生産流通課)</p> <p>(イ) 休日勤務命令等がなく代休日等に勤務し、休日給等が支給されていないものがあった。 (水産課)</p> <p>(ウ) 休暇を取得している日に家畜保健衛生業務手当が支給されているものがあった。 (西部家畜保健衛生所)</p>	<p><b>工 手当の支給について</b></p> <p>(ア) 今後は、出張目的地における勤務について、勤務時間と休憩時間の明示した命令を行うとともに、承認時の命令時間、休憩時間の確認を徹底する。</p> <p>(イ) 勤務を確認の上、直ちに休日給等を支給した。</p> <p>今後は、代休日等に勤務をする職員に対しては、休日勤務命令等の手続について、適正な処理を徹底する。</p> <p>(ウ) 平成25年3月支給分において、家畜保健衛生業務手当の返納手続を行った。</p> <p>今後は、誤って支給することがないよう勤務の確認は複数の者で行う。</p>
<p><b>才 契約事務について</b></p> <p>単価契約を締結していない牛用飼料の購入について、1回の購入額が3万円以下であっても、定期的に購入し、総額で3万円を超える場合は、複数の者から見積書を徴収するなど競争性を確保する必要がある。 (畜産試験場)</p>	<p><b>才 契約事務について</b></p> <p>継続的な飼料の購入が見込まれたため、既に平成24年度下半期からは、複数の者から見積書を徴収して、単価契約を締結している。</p> <p>今後とも、競争性の確保を徹底する。</p>
<p><b>力 物品の管理について</b></p> <p>(ア) 保管する劇物について、在庫量を把握するための管理簿を作成していないものがあった。また、在庫量については、使用的都度数量又は質量で管理し、管理責任者が押印するとともに、定期点検を実施する必要がある。 (農業経営課)</p> <p>(イ) 毒劇物管理簿について、在庫量の不一致や、使用者名の記載が漏れているものの、管理責任者による点検がなされていないものなどがあった。また、点検時に、保管</p>	<p><b>力 物品の管理について</b></p> <p>(ア) 直ちに「毒物劇物危害防止規程」を制定し、管理責任者を定めて、定期点検を毎月実施するなど、適正な管理を行った。</p> <p>(イ) 在庫量などの記載誤りや使用者名の記載漏れについては、直ちに毒劇物管理簿を訂正した。</p> <p>また、保管量と毒劇物管理簿の在庫量が異なっていることについ</p>

	<p>量と毒劇物管理簿の在庫量が異なっているにもかかわらず追跡調査がなされておらず、毒劇物の管理が不十分であった。（農業大学校）</p> <p>(ウ) デマンド監視装置について、借入品出納保管簿に登記されていなかった。また、共用責任者の指定簿が作成されていなかった。（農業大学校）</p>	<p>ては、直ちに調査し、数量の記載誤りであることを確認した。</p> <p>払出量や在庫量の数量確認を徹底し、数量の記載誤りや使用者名の記載漏れがないようにするとともに、現物の保管量と毒劇物管理簿の在庫量の確認のため、管理責任者及び副管理責任者の2名による確認を徹底することとした。</p> <p>(ウ) 直ちに、借入品出納保管簿に登記し、共用責任者の指定簿を作成した。</p> <p>今後は、作成漏れがないよう徹底する。</p>
--	--	--